

大空町障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度（第7期）

大空町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度（第3期）

（概要版）

令和6年3月

大空町

■ 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、本計画では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

第1章 計画の基本的事項

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、「障がい者計画」の実施計画にあたる計画です。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、3年を1期として策定することとされています。

令和6年度から令和8年度までの第7期大空町障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を策定します。計画の策定にあたっては、障がい福祉団体、障がい福祉施設、障がい当事者、保健・医療・教育機関などにより構成された「大空町地域自立支援協議会」での計画内容の検討・協議や当事者を対象としたアンケート調査を行いました。

法改正等により策定内容に大きな影響を及ぼすと判断される場合には、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行うことがあります。

また、計画の達成状況について適宜、点検・評価を行い、必要に応じて適切な対策を行います。

第2章 大空町の障がい福祉をとりまく現状

1 障がい者の人数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

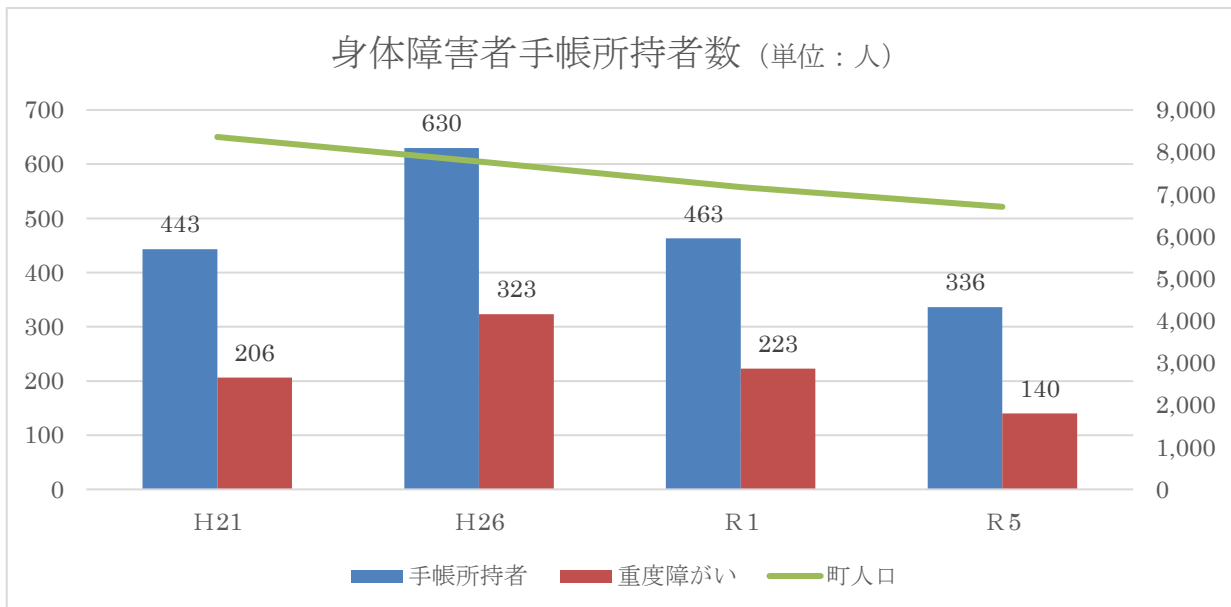
手帳所持者総数は、平成24年度まで増加傾向にあり、その後減少傾向にあります。また、大空町の人口に占める手帳所持者の割合も同様の状況です。

手帳所持者の年齢分布として、65歳以上の方が全体の8割所持しています。

手帳所持者総数の約9割が肢体不自由及び内部障がいのある方であり、所持者数の増減については、分野別に若干の増減はあるものの、概ね平成24年度まで増加傾向にあり、その後減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者全体の推移

	所持者総数		うち重度 (1級・2級・内部3級)			人口 (3月末)
		人口比		人口比	所持者総数比	
H21	443人	5.3%	206人	2.5%	46.5%	8,359人
H26	630人	8.1%	323人	4.2%	51.3%	7,780人
R1	463人	6.5%	223人	3.1%	48.2%	7,167人
R5	336人	5.0%	140人	2.1%	41.7%	6,703人



令和5年9月1日現在の身体障害者手帳所持者 年齢分布

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
0～18歳	1人	1人	1人	0人	0人	0人	3人	64人
19～29歳	1人	3人	0人	1人	0人	1人	6人	
30～39歳	0人	1人	2人	1人	0人	1人	5人	
40～49歳	4人	2人	1人	2人	1人	0人	10人	
50～59歳	9人	2人	0人	3人	1人	1人	16人	
60～64歳	6人	5人	0人	10人	2人	1人	24人	
65～69歳	5人	3人	9人	7人	2人	2人	28人	265人
70～79歳	24人	9人	21人	31人	6人	10人	101人	
80～89歳	32人	8人	13人	23人	4人	2人	82人	
90歳～	12人	6人	9人	20人	4人	3人	54人	
計	94人	40人	56人	98人	20人	21人	329人	

(2) 療育手帳所持者の推移

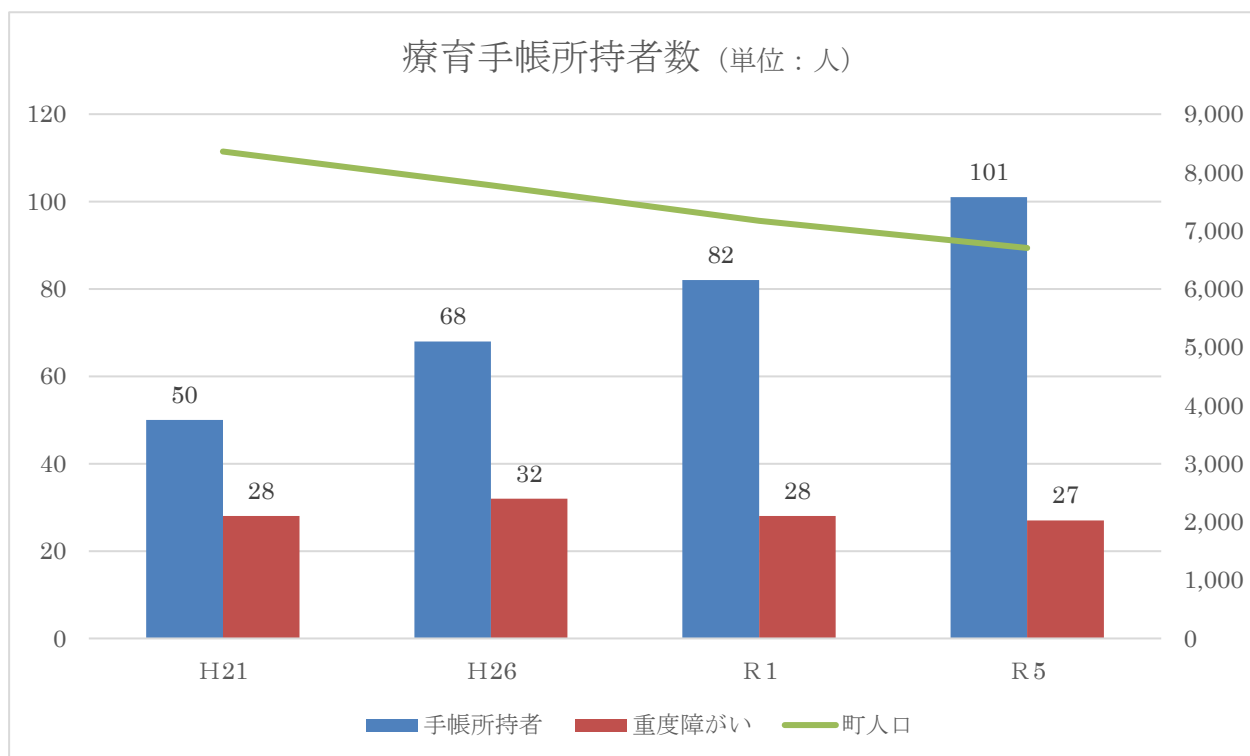
手帳所持者総数は、A判定（重度）に人数の変動はあまりないものの、B判定（軽度・中度）の人数が平成21年から令和5年の間に22人から74人の3倍以上となっています。また、大空町の人口に占める手帳所持者の割合も同様の状況です。

手帳所持者の年齢分布として、18歳未満の所持者が約4割となっています。特に29歳未満のB判定の方が他の年代に比べて、多くなっています。

また、18歳未満の所持者の多くは、今後新規に障がい福祉サービスを利用することが見込まれます。

療育手帳所持者全体の推移

	所持者総数		うち重度（A）			人口 （3月末）
		人口比		人口比	所持者総数比	
H21	50人	0.6%	28人	0.3%	56.0%	8,359人
H26	68人	0.9%	32人	0.4%	47.1%	7,780人
R1	82人	1.1%	28人	0.4%	34.1%	7,167人
R5	101人	1.5%	27人	0.4%	26.7%	6,703人



令和5年9月1日現在の療育手帳所持者 年齢分布

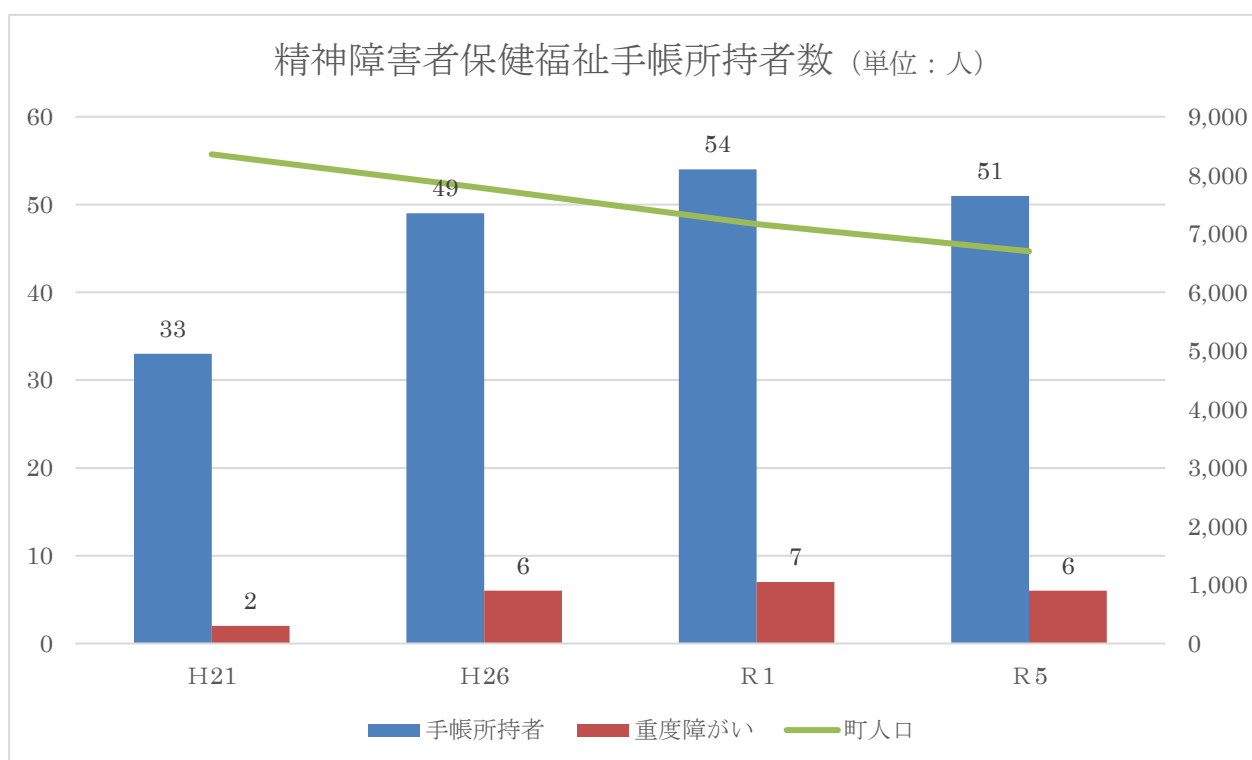
	A (重度)		B (中度・軽度)		計
	人数	人数	人数	人数	
～5歳	1人	6人	0人	34人	1人
6～11歳	1人		9人		10人
12～14歳	1人		12人		13人
15～17歳	3人		13人		16人
18～29歳	5人	22人	21人	44人	26人
30～39歳	4人		6人		10人
40～49歳	3人		3人		6人
50～59歳	3人		7人		10人
60～69歳	5人		6人		11人
70～79歳	1人		1人		2人
80～89歳	1人		0人		1人
90歳～	0人	0人	0人		
計	28人		78人		106人

(3) 精神障害者保健福祉手帳の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年まで増加傾向となり、平成26年から令和元年までは現状維持の状況となっており、その後、減少傾向となっています。一方で精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあります。手帳所持者及び受給者の年齢分布として、50代～70代の受給者数が多い状況です。

精神障害者保健福祉手帳全体の推移

	所持者総数		うち重度（1級）			人口 （3月末）
		人口比		人口比	所持者総数比	
H21	33人	0.4%	2人	0.0%	6.1%	8,359人
H26	49人	0.6%	6人	0.1%	12.2%	7,780人
R1	54人	0.8%	7人	0.1%	13.0%	7,167人
R5	51人	0.8%	6人	0.1%	11.8%	6,703人

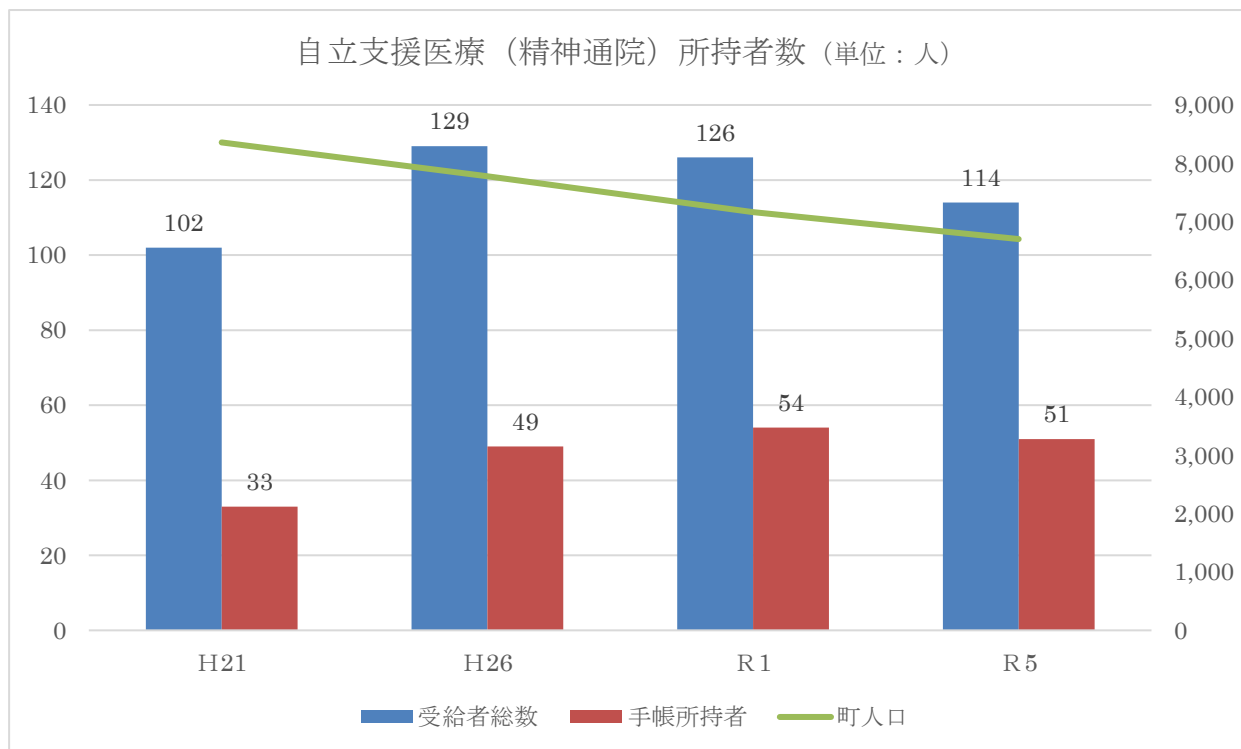


令和5年9月1日現在 精神障害者保健福祉手帳所持者 年齢分布

	1級	2級	3級	計
0～18歳	0人	1人	2人	3人
19～29歳	0人	0人	0人	0人
30～39歳	0人	3人	4人	7人
40～49歳	1人	6人	2人	9人
50～59歳	1人	7人	1人	9人
60～69歳	1人	12人	1人	14人
70～79歳	1人	7人	2人	10人
80～89歳	0人	0人	0人	0人
90歳～	1人	0人	0人	1人
計	5人	36人	12人	53人

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

	受給者総数		うち手帳所持者		人口 (3月末)
		人口比		所持者総数比	
H 2 1	102人	1.2%	33人	32.4%	8,359人
H 2 6	129人	1.7%	49人	38.0%	7,780人
R 1	126人	1.8%	54人	42.9%	7,167人
R 5	114人	1.7%	51人	44.7%	6,703人



令和5年9月1日現在 自立支援医療（精神通院）受給者 年齢分布

～18歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳～	計
3人	7人	15人	15人	21人	29人	19人	3人	1人	113人

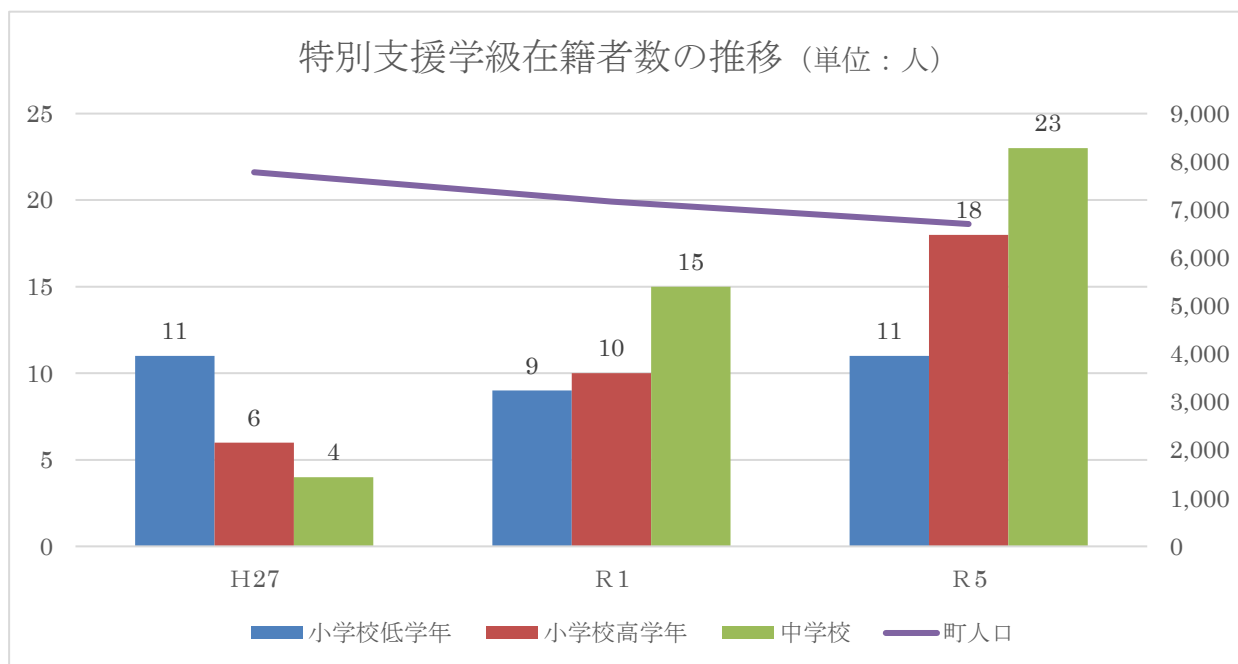
(4) 小中学校特別支援学級の推移

特別支援学級の在籍者数も療育手帳所持者と同様に増加傾向にあります。現在、52人の在籍者がおり、各学年5人程度の在籍者がいる状況です。18歳になると居住の場や日中活動の場として、新規に障がい福祉サービスを利用することが見込まれます。

児童クラブは、特別支援学級の在籍者の約半数が利用しています。

特別支援学級在籍者数の推移

	小学校低学年の在籍者総数		小学校高学年の在籍者総数		中学校の在籍者総数		人口（3月末）
	人数	人口比	人数	人口比	人数	人口比	
H27	11人	0.1%	6人	0.1%	4人	0.1%	7,780人
R 1	9人	0.1%	10人	0.1%	15人	0.2%	7,167人
R 5	11人	0.2%	18人	0.3%	23人	0.3%	6,703人



2 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 小学校就学前の利用状況

●現状と課題

児童発達支援を提供する事業所は町内に無く、網走市及び美幌町の事業所を利用しています。

また、利用者数が多く、施設側の利用枠の理由で毎週通えていない方がいます。この状況の改善が望まれています。

早期の利用開始によって、児童の可能性が広がることから、児童発達支援のサービス拡充が強く求められています。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○児童の発達支援を大空町内で受けられるようにしてほしい

○重度の方には手厚いが軽度の児童発達支援などは利用できるものがあまり無い気がする。人とお金がないのはわかるが、もう少し専門的な知識を持っている職員を対応に当たってもらえるように増やしてほしい。

○放課後デイ・児童発達支援についての議論が毎回あがるが、何も進んでいない。

他市町村の施設も利用人数が多く、大空町からの利用者が満足に通えていない状況をいつまでも放っておいていいのか。幼少期の発達の伸びは重要であるため、既存のハードを活用しつつ、ソフトをどうするのか早急な検討が必要ではないか。町内に事業所を整備できないのであれば、利用者の負担となっている送迎に係る支援などを検討すべきではないか。

○児童の部分に関しては、早期発見・早期療育と言われている。そのなかで、児童発達支援を使ってはいるが、利用日数が月2日というのはどうか。療育の観点から見ると、月2日でどれだけの効果があるのだろうか。未就学や小学校のときの発達の伸びというのは大きいので、ここで利用日数が制限されていることで将来的なお子さんができることの差はかなり開く。

(2) 小中高生の利用状況

●現状と課題

放課後等デイサービスを利用する大半の方が網走市の事業所を利用しています。大空町内にサービス事業所はありません。保護者による送迎等が必要なため、学校の長期休暇（夏休み・冬休み）の月は利用が多く、それ以外の月は、土日相当分の利用日数しかありません。特に中学生以上は、養護学校在籍者が、土日・長期休暇に利用している状況です。

町内には、小学生の放課後の居場所のひとつとして、児童センターや児童クラブがあります。現在、特別支援学級の在籍者のうち、約半数が児童クラブを利用しています。児童クラブには、保育の要件等の条件があり、希望すれば誰でも利用できるというわけではありません。

このような理由などがあり、放課後等デイサービスの町内設置を強く要望されている現状です。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

- 現在は放課後等デイサービスが利用できないので、児童館へお願いしているが、児童館の先生方は人数も少なく安全は見てくれるが、障がい児の気持ちの安心は見てもらえない。
- 特別支援学級の在籍人数が年々増えているなか、将来障がい福祉サービスを利用することを見込むと、町内での対応がますます難しくなるのではないかと懸念している。
- 児童館スタッフと意思疎通に壁があるようで、子どもの話を聞いているのかが疑問である。子どもが利用しても、他の利用者とトラブルになるため、子ども自身も利用したくない。
- 放課後デイ・児童発達支援についての議論が毎回あがるが、何も進んでいない。他市町村の施設も利用人数が多く、大空町からの利用者が満足に通えていない状況をいつまでも放っておいていいのか。幼少期の発達の伸びは重要であるため、既存のハードを活用しつつ、ソフトをどうするのか早急な検討が必要ではないか。町内に事業所を整備できないのであれば、利用者の負担となっている送迎に係る支援などを検討すべきではないか。

(3) 18歳以上在宅者の利用状況

①就労のサービスを利用

●現状と課題

令和4年度から町内に新たな就労継続支援B型の作業所（ケラケラ）ができたことにより、これまで町外に通所していた利用者がケラケラを利用するなど、大変意義のあるものとなっています。

就労移行支援及び就労継続支援A型は、町内に事業所が無いいため、町外の事業所を利用するしか選択肢はありません。また、事業所の数も少ないです。

就労継続支援B型は、美幌町及び大空町のちあふるの事業所を利用されています。

一方で、その先にステップアップ（就労継続支援A型・就労移行支援）したい利用者のニーズに応えられていない現状があります。

町内で一般就労を希望する利用者が大空町で住み続けられるよう、まずは職場実習受け入れ先の開拓など、行政から事業者への働きかけが必要な状況です。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○居住の場が女満別に無い。障がい者に対する理解者も少ない。就労支援に向けた職場も限られており、増やしてほしい。

②就労以外の日中活動系のサービスを利用

●現状と課題

施設入所の空き待ちの利用者が、在宅にて各種サービスを組み合わせてなんとかしのいでいる状況です。平日ほぼ毎日、北見市まで通所しているなど、利用者への手厚い支援も必要ですが、同時に家族へのケアも重要と思われれます。

そのため、生活介護や日中一時支援事業などの就労以外の日中活動の場も求められています。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

○本人が日中活動で上手くいかない時や休みたい時、家族が仕事で留守にする時間に使えるサービス事業所が送迎等の理由で利用できる事業所がない。

○町が場所の提供をして、日中一時支援の事業所の開設を支援して欲しい。

○民営住宅ではなく、公営の住宅でも見守りを受けながら障害者が自立して生活できるような住宅の充実を望む。

③ヘルパー系のサービスを利用

●現状と課題

事業所において、ヘルパーの人数が足りていないため、居宅介護の家事援助及び通院介助の利用量が制限されている。利用できないという状況にあります。今後、高齢化の進行が進むことが想定されるため、特に病院通院の移動手段の確保が早急に必要な状況です。

また、通院介助や移動支援のサービスでは、大空町内に事業所が少なく、他市町村の事業所を活用しなければならない状況です。燃料費を始めとした経費の増加や利用者宅までの移動が報酬対象外となっているなどの理由により、現状の報酬では運営が厳しいという事業者の声が聞かれています。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

- 車のない人の移動手段を充実してほしい

（４）グループホーム・施設入所の利用状況

①グループホームを利用

●現状と課題

他市町村のグループホームの数は、増加傾向にありますが、大空町や大空町隣接自治体である網走市や美幌町では、空きが少なく、利用希望者が全員利用できる状況になっていません。

現在、在宅で生活している利用者の中には、高齢の親が支援しているケースもあり、「親亡き後」の問題が喫緊の課題となっている。住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望に応えるためには、居住（GH）と日中活動（就労等）の場を整備の要望が強い。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

- 居住地での、グループホーム、入所施設を作してほしい。
- 働ける場所またグループホーム等が少ないと思うので、お願いしたい。

②施設入所を利用

●現状と課題

現在11人施設入所のサービスを利用しています。この10年で新規に施設入所のサービスを利用された方は3人で、死亡やグループホームへの移行などにより、減少傾向にあります。

しかしながら、大空町内に施設入所を希望しているが、空きなどが無く、入所待機になっている方がいます。ニーズが減少しているわけではない状況です。

●利用者の声（ニーズ調査、地域自立支援協議会など）

- 居住地での、グループホーム、入所施設を作してほしい。

第3章 提供体制の確保に係る目標及び方策

1 大空町の課題

障がいのある方が生涯を通して、希望する障がいのある方が大空町内に住み続けるためには、以下の課題があり、その解決が必要です。

早期療育に向けたサービスの拡充 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	
現状と課題	<p>現在、大空町には児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所がありません。そのため、町外の事業所を利用する必要があります。</p> <p>児童発達支援については、需要が供給に追い付いておらず、2週間に1度しか利用できない状況にあります。特に知的障がいを軽度に保つには、早期の療育が必要です。早期に療育ができないということは、子どもの可能性が狭まります。</p> <p>就学後についても、町内に放課後等デイサービスがないため、放課後児童クラブを利用する方が多い状況です。利用者間のトラブルになることも少なくありませんが、放課後等デイサービスは、放課後の預かりのみならず、可能性の差を少しでも埋める訓練を行います。受けることができない状況です。</p>
令和8年度までの目標	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、早期の利用が今後の可能性を広げることにもなるため、大空町内での整備に向けて、優先して体制の充実を図ります。</p> <p>具体的には、令和6年度に運営方法の検討及び人材の確保。令和7年度に既存施設の改修及び運営準備を行い、令和8年度の事業実施を目指します。</p>

ヘルパーの確保と移動支援、移動手段の充実 (居宅介護・移動支援事業)

現状と課題

ほとんどの障がい福祉サービスについて、大空町内でサービス提供体制を完結することができず、町外の事業所を利用しなくてはなりません。また、障がい者の中には定期的に通院が必要な方もおり、町外の病院を利用する方も多くいます。

障がい福祉サービスの利用、通院、買い物などのために、町外への移動をしようとしても、公共交通機関を1人で利用することが困難な方で、所得の低い障がい者の方は、福祉有償運送サービスでは自己負担が高く、移動支援の福祉サービスを利用しなければなりません。町内に事業所は無く、町外の事業所を利用する必要がありますが、ヘルパー等が不足しており、需要が供給を上回っています。

ヘルパー等の不足は、家事援助や通院介助の居宅介護のサービスを在宅で利用することが難しくなっており、障がい者だけにとどまらず、高齢者にも関わる問題です。早急な対応が求められています。

また、町内事業所が無いと、町外の事業所による送迎の提供が行われていますが、大空町までの1往復分は、報酬対象外となっており、事業所の自己負担でサービスが行われています。継続したサービスの提供のために、対策が必要な状況です。

令和8年度までの目標

現在、医療機関、障がい福祉施設、介護保険施設の従事者確保、定着を図るために、経費の一部を補助し、サービスの維持に努めています。引き続き、ヘルパー及び提供事業所の確保と移動支援、移動手段の充実のために、検討を行い、体制の充実を図ります。

具体的には、令和6年度から令和8年度の3年間に、大空町内に拠点を置いて、移動支援事業を実施する事業者の確保を目指します。

居住と日中活動の場の確保 (グループホーム・施設入所・日中活動サービス)	
現状と課題	<p>現在、大空町内にもグループホームや施設に空きが無く、自宅で入所待機待ちになっている方もいるほか、18歳未満の療育手帳取得者が多く、かつ、増加傾向にもあります。</p> <p>現状で不足している分の他にも、引き続き、居住の場や日中活動の場の確保が必要な状況です。</p> <p>現状では、大空町ではサービス提供事業所が無い。もしくは、少ないため、大空町に在住しながらサービスの提供を受けることが難しい方も多く、グループホームや施設入所などの居住の場と就労や生活介護などの日中活動の場を求めて、他市町村に転居する必要があり、大空町に住み続けたくても、住み続けることができない方もいます。</p>
令和8年度までの目標	<p>今後増大することが見込まれるサービスの利用量を踏まえた上で、必要なサービス量の確保に向けて、必要な対策を検討し、サービス内容の充実を図ります。</p> <p>具体的には、令和6年度から令和8年度の3年間は、総体のサービス提供量の維持を最低限とし、女満別地区においてもグループホームの設置に向けて、サービス提供者の確保を目指します。</p>

相談場所の確保 (相談支援事業)	
現状と課題	<p>障がい福祉計画のニーズ調査の中にも、相談先がわからない。相談先が無い。サービスの内容がよくわからないという方が一定数います。町内の計画相談支援事業者によって、町内の潜在的なニーズの掘り起こしにもつながっており、新たにサービスが利用できた方も増えています。家族等の支援者が高齢になり、不在になったときに始めてサービスを受ける。もしくは、知るということが無いようにするために、日頃の生活や利用できるサービスについて、気軽に相談できる環境づくりの整備が引き続き必要です。</p>
令和8年度までの目標	<p>適切な情報を受け取ることにより、適切なサービスを利用し、健康で文化的な生活を送るため、安心してサービスが利用できる環境づくりが必要です。引き続き、更なる相談支援体制の充実を図ります。</p>

2 令和8年度の施策の成果目標値

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

	第6期		第7期	考え方
	計画	実績	計画	
施設入所者数	11人		10人	第6期は令和元年度末、第7期は令和4年度末の施設入所者数
地域生活への移行者数	1人	1人	1人	第6期は令和5年度末、第7期は令和8年度末までに施設入所からグループホームなどへ地域移行した人数
施設入所者の減少数	1人	1人	1人	第6期は令和5年度末、第7期は令和8年度末までの減少数

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

大空町における現在退院可能な精神障がい者がいないため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域の平均生活日数や早期退院率の設定は難しいため、設定をしないこととします。

③福祉施設から一般就労への移行等

一般就労の移行前の状況	第6期		第7期	(参考) 令和3年度	考え方
	計画	実績	計画		
福祉施設	1人	0人	1人	0人	第6期は令和5年度、第7期は令和8年度における人数
就労移行支援事業	2人	0人	2人	0人	
就労継続支援(A型)事業	1人	1人	1人	1人	
就労継続支援(B型)事業	1人	0人	1人	0人	
就労定着支援事業	1人	1人	1人	0人	

④障がい児支援の体制

国の考え方として、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築のため、令和8年度までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上(圏域設置可)、重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することを基本とするとされています。

現在大空町には、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は無く、近隣市町村の事業所を利用していますが、利用希望数量を確保できないことから、早急な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

⑤相談支援体制の充実・強化

網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町で共同設置している基幹相談支援センターめいとを継続して設置し、相談支援体制の強化に努めます。

⑥障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の指針に基づき、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の共有の取り組みを行います。

第4章 支援の種類ごとに必要な見込量及び確保方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービスや相談支援事業など、必要なサービス見込量や見込量の確保のための方策を国の基本的な指針を踏まえて定めます。

なお、大空町の見込み量の考え方については、国の考え方を基本とし、地域の実情を勘案して定めます。

1 訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 同行援護

サービスごとの見込み量は別表1のとおり

見込み量確保のための方策

- 事業所において、ヘルパーの確保が非常に難しくなっています。障がいの特性を理解したヘルパーの確保を図り、サービスの充実を図ります。
- 障がい種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、各サービスの内容や対象について十分な情報提供を行うなど、提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 就労定着支援
- 療養介護
- 短期入所

サービスごとの見込み量は別表1のとおり

見込み量確保のための方策

- サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供者などの情報を利用者にわかりやすく提供するように努めます。
- 日中活動系のサービスについても、近隣市町村においても不足していることから、事業者と連携し、利用事業所の確保に努めます。

3 居住系サービス

○自立生活援助 ○共同生活援助 ○施設入所支援

サービスごとの見込み量は別表1のとおり

見込み量確保のための方策

- 居住系サービスは、利用待機待ちとなっている方が複数人いること。療育手帳等の取得状況からも今後さらに利用希望が増大することから、量の確保が必要です。そのため、関係機関と連携しながら、障がいに対する町民理解を促し、サービス量の確保に努めます。
- 共同生活援助は、入所施設からの地域移行を促進するために必要なサービスであり、かつ、町外の施設入所者等が家族の住む大空町に戻ってくるためにも必要なサービスです。現在、町内では大空町障がい者福祉センターちあふる以外にサービス提供事業所がないことから、他の事業者等の参入などを促進するための環境整備を進めることにより、提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

サービスごとの見込み量は別表1のとおり

見込み量確保のための方策

- 利用者の状況に応じたサービスの提供、利用者の希望に沿ったサービスの提供につながるように、相談支援体制の充実に努めます。

5 障がい児通所支援

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○障がい児相談支援

サービスごとの見込み量は別表1のとおり

見込み量確保のための方策

- 利用者のニーズに対応できるサービス提供体制を整えるため、事業者と連携しながら、確保に努めます。また、適切な療育が提供できるように事業者と連携に努めます。
- 特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、早期の利用が今後の可能性を広げることにもなるため、優先して体制の充実を図ります。
- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業所と連携しながら進めます。
- 近隣市町村の提供事業者の把握に努め、町民が利用できるように努めます。
- 利用者の生活向上に資する事業となるよう情報収集及び提供に努めます。

6 地域生活支援事業

- 相談支援事業 ○基幹相談支援センター ○相談支援強化事業
- 住宅入居等支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業 ○生活サポート事業 ○精神障がい者社会復帰支援事業
- 理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業

見込み量確保のための方策

- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業所と連携しながら進めます。
- 町内及び近隣市町村の提供事業者の把握に努め、町民が利用できるように努めます。
- 利用者の生活向上に資する事業となるよう情報収集及び提供に努めます。

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数（時間/月）	117	160	99	99	99	居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。
		利用者数（人）	12	9	13	13	13	
	重度訪問介護	利用時間数（時間/月）	0	0	1033	840	840	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護を総合的に行います。
		利用者数（人）	0	0	1	1	1	
	行動援護	利用時間数（時間/月）	0	119	477	477	477	知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の行動の危険回避や外出時の移動の介護を行います。
		利用者数（人）	0	2	3	3	3	
	重度障害者等包括支援	利用時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
		利用者数（人）	0	0	0	0	0	
	同行援護	利用時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人を対象として、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。
		利用者数（人）	0	0	0	0	0	

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容	
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)		
日 中 系 サ ー ビ ス	生活介護	利用者数(人)	24	24	27	28	31	34	常に介護を要する人に、昼間において障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		利用量(人日/月)	402	454	474	504	558	612	
	自立訓練（機能訓練）	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	身体に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間18か月）、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	自立訓練（生活訓練）	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	知的又は精神に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、日常における生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	就労選択支援	利用者数(人)					0	0	令和7年度までをめどに新設されるサービスです。障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです
		利用量(人日/月)					0	0	
	就労移行支援	利用者数(人)	1	2	3	3	5	5	一般企業等へ就労を希望する障がいのある人に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		利用量(人日/月)	20	37	48	48	80	80	

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容	
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)		
日 中 系 サ ー ビ ス	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	3	5	6	6	7	8	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において、雇用契約に基づき就労の機会を提供します。
		利用量(人日/月)	44	100	89	89	105	120	
	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	19	18	18	18	19	20	一般企業等での就労が困難な障がいのある人や一定の年齢に達している障がいのある人に、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。(雇用契約は結びません。)
		利用量(人日/月)	306	291	267	267	285	300	
	就労定着支援	利用者数(人)	1	1	0	1	1	1	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	療養介護	利用者数(人)	3	3	3	3	3	3	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。
	短期入所	利用量(人日/月)	3	26	32	32	32	32	居宅において介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設等で短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。
		利用者数(人)	12	11	15	15	15	15	

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

			第6期			第7期			事業内容
			R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居住系サービス	自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	利用者数(人)	23	25	26	27	33	36	主として夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	利用者数(人)	11	11	11	10	10	10	施設入所者に、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
相談支援	計画相談支援	実利用者数(人)	70	71	72	74	84	88	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、サービス等利用計画作成後においても、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。(モニタリング)
	地域移行支援	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1	病院や入所施設から地域に移行するために、必要な住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	実利用者数(人)	0	0	1	1	1	1	病院や入所施設から地域に移行が完了したあとに、サービス提供者が常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行います。

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容	
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)		
児童	児童発達支援	利用者数(人)	10	14	13	13	13	15	小学校就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
		利用量(人日/月)	23	31	21	30	30	30	
	医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	児童発達支援のサービスに加え、医療を提供します。
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	放課後等デイサービス	利用者数(人)	8	7	9	12	14	16	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
		利用量(人日/月)	30	19	16	66	66	76	
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
		利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
		利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	
	障害児相談支援	利用者数(人)	23	22	25	27	29	31	支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。 また、障がい児支援利用計画作成後においても、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証と計画の見直しを行います。(モニタリング)

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容	
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)		
地域生活支援事業 (市町村事業)	障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助を行います。	
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。	
	相談支援強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	一般住宅へ入居を希望しているが保証人がいないなど、入居が困難な知的又は精神に障がいのある人に、入居に必要な調整を行います。	
	成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数（人）	0	0	0	1	1	1	成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を助成します。
	意思疎通支援事業	実利用見込み者数（人）	0	0	0	1	1	1	聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者又は要約筆記通訳者の派遣を行います。

別表1 サービスの見込み量（第6期の実績値と第7期の見込み量）

		第6期			第7期			事業内容	
		R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)		
地域生活支援事業 (市町村事業)	日常生活用具給付等事業							重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。	
	介護・訓練支援用具	件数	1	0	3	1	1		1
	自立生活支援用具	件数	3	0	2	1	1		1
	在宅療養等支援用具	件数	2	1	0	1	1		1
	情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	1	1	1		1
	排泄管理支援用具	件数	39	42	42	42	42		42
	居室生活動作補助用具（住宅改修）	件数	0	0	1	1	1	1	
	移動支援事業	実利用見込み者数(人)	15	12	21	12	12	12	屋外での移動、外出が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動支援を行います。
		延べ利用見込み時間数(時間)	47	43	61	60	60	60	
	地域活動支援センター	実施箇所数	0	1	1	1	1	1	地域において雇用・就労が困難な障がいのある人を通所させ、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会や社会との交流促進など、多様な活動の場を提供します。
		実利用見込み者数(人)	0	1	1	1	1	1	
	日中一時支援事業	実施箇所数	1	2	2	2	2	2	障がいのある人を一時的に預かり、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や介護者の一時的な負担軽減を図ります。
		実利用見込み者数(人)	4	5	6	7	7	7	
	生活サポート事業	実施箇所数	0	0	0	0	0	0	障がい支援区分の認定を受けることができない人で、日常生活に支障があると認められる障がいのある人に対してホームヘルパーを居宅に派遣し、家事の援助を行います。
		実利用見込み者数(人)	0	0	0	0	0	0	